2017.05.01

株式会社あさひ（サイクルベースあさひ）御中

スライム(パンク防止・修理剤)についての公開質問状

拝啓　貴社益々ご清栄の事と、お慶び申し上げます。

　自転車出張修理を営んでおりますサイクルメンテ　あのこら　南と申します。

先般、貴社お客様相談室に、スライム(パンク防止・修理剤)による自転車チューブのバルブコア腐食によるパンクに遭遇した場合、お客様が、スライム(パンク防止・修理剤)によるバルブコア腐食の危険性を御存じない場合は、貴社に修理費用を請求したく、必要なエビデンスと手続きについてお教えいただきたいと問い合わせしたものです。

納得のいく説明を得られないまま、問い合わせを封じられましたので、改めてその後発生した疑問も含め下記質問にお答え頂きたく、公開質問状という形をとらせて頂きます。

敬具

　質問

１．スライム(パンク防止・修理剤)によって、バルコアやバルブの金属が腐食される事象が発生していることはご存知ですか？

２．スライム(パンク防止・修理剤)のファイバーが塊状になって、バルブと虫ゴムの間に入り込み、空気が入らなくなる事象が発生していることはご存知ですか？

＊もしご存じない場合は、貴社修理部門に事象の発生有無をご確認いただきたく、お願いいたします。

＊１．２の質問と関連しますので次の質問については、事象の発生をご存知でしたら、現状を、ご存じなければ事象の発生を確認後、今後の予定をお答えください。

３．スライム(パンク防止・修理剤)の有効作用期間は２年間だそうですが、２年を経過して効果の無くなったスライム(パンク防止・修理剤)は貴社修理部門にて除去して貰えますか？

４．その際の除去費用はいくら掛かりますか？

５．お客様の利便性を考えて、貴社以外の自転車店に、スライム(パンク防止・修理剤)の除去を委託する考えは有りますか？

６．チューブから取り出したスライム(パンク防止・修理剤)は、川越市産業廃棄物指導課に確認したところ、産業廃棄物に当たるとの事でした。
　貴社が販売されたものですので、貴社の各店に持っていけば、貴社にて処分して頂けますか？

７．貴社以外の自転車屋さんでは、スライム（パンク防止・修理剤）入りチューブのパンクについては、パッチが付かない、付いても剥がれる恐れがあるとのことで、パンク修理ではなく、チューブ交換になるところも多いようです。

貴社のスライム販売サイトには、「スライムで対応できないパンクの場合は、水洗いを行い、水分を拭き取ることで、通常通りのパンク修理が可能です。」と書かれていますが、通常の修理の仕方では、パンク穴からスライム（パンク防止・修理剤）が沁みだしてきます。
　パッチやゴム糊は特別なものなのでしょうか？
　「」内に記載された以外にも、スライム（パンク防止・修理剤）入りチューブのパンク　　修理には別なノウハウが存在するのでしょうか？

お客様の負担軽減のため、すべてのノウハウを公開して頂くことは可能でしょうか？

８．上記以外にも、「スライムで塞げなかった穴からスライムが噴き出し、衣類や自転車が汚れる。」「漕ぎが重くなる。」「修理を断られる」「底十字のスペシャルGバルブで、空気が漏れる」等、弊害と思われる内容が、SNSで散見されます。

　販売時には、これらの弊害について、お客様に説明されているのでしょうか？

質問は以上です。

是非ご回答いただきたく、お願い申し上げます。

　〒　350-0816
埼玉県川越市上戸91-9
サイクルメンテ　あのこら
　南　友二郎
tel：090-6701-8633
Mail：cyclemainte@anocora.com